

会議録

令和4年第3回更別村議会定例会

第1日（令和4年9月12日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 報告第 4号 損害賠償の額の決定における専決処分
- 第 8 報告第 5号 令和3年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件
- 第 9 議案第50号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第10 議案第51号 更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第52号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第53号 更別村ふるさと館管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第54号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第55号 更別村柔剣道場条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第56号 更別村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16 議案第57号 更別村コミュニティプール設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17 議案第58号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件
- 第18 議案第59号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件
- 第19 議案第60号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件

◎出席議員（6名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		3番	小谷文子
	4番	松橋昌和		6番	安村敏博

◎欠席議員（1名）

5番 太田綱基

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山 猛	副村長	大野 仁
教育長	荻原 正	農業委員会長	道見 克浩
代表監査委員	笠原 幸宏	総務課長	末田 晃啓
総務課参事	小寺 誠	企画政策課長	本内 秀明
企画政策課参事	今野 雅裕	産業課長	高橋 祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺 達弥	建設水道課長	佐藤 成芳
保健福祉課長	新関 保	子育て応援課長	石川 亮
診療所事務長	酒井 智寛	教育委員会 教育次長	小林 浩二
学校給食 センター所長	安部 昭彦	農業委員会 事務局長	川上 祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤 敬貴	書記	伊東 秀行
書記	南 雲美幸		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 開会に先立ち、議員の出欠につきまして、5番、太田議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は6名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和4年第3回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

依然として終息の兆しが見えず、猛威を振るう新型コロナウイルス感染症であります。4回目の接種も順調に推移しているところであります。引き続き気を引き締めながら、村民の皆様と共に感染拡大防止に努めてまいりたいと考えているところであります。

現在本村では本格的な収穫作業が始まりました。この間の長雨等による天候不順の影響が懸念されるところでありますけれども、生産者の皆様のご努力とご苦労が報われ、今後天候にも恵まれ、作業の安全にも留意されながら、本年も実り豊かな豊穰の秋となることを切に願っております。

8月31日であります。農水省の令和5年度概算予算要求の項目に、本村五十数年来の悲願である上更別地区の国営かんがい排水事業、直轄明渠排水事業新更別地区が令和5年度事業着手地区として明記をされました。今後は、期成会、村、JAさらべつ、生産者一丸となって、令和5年度本予算の上程に向けまして、財務省をはじめとする関係各省庁、機関への中央要請を速やかに、かつ精力的に展開していく決意であります。また、6月に採択されましたデジタル田園都市国家構想タイプスリーであります。村スーパービレッジ推進室を先頭に、村内関係者の皆さんや企業の皆さん、研究機関の皆さんのご協力を得ながら、10月からの実装に向け、精力的に取り組んでいるところであります。8月末にはその新しい拠点となるサテライトオフィスの建設が着手されたところであります。

また、様々な分野での連携がなされるマイナンバーカードの本村の普及率でありますけれども、総務省8月末の発表によりますと、北海道の市町村の平均は44.6%、本村の交付率は46%を達成、十勝管内では交付率1位となっております。住民の利便向上とデジタル化の推進を第一に考え、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりました。普及促進の取組につきましては、参議院選挙の期日前投票のとき、多くの方々が来場されることを考慮して臨時窓口を設置、また出張の申請受付、広報紙やチラシ、防災無線にての周知、夜間や休日の新規申請のお手伝いができるように対応をしております。引き続き交付率の向上のために邁進してまいりたいというふうに考えております。

9月7日には鈴木直道知事が本村を訪れ、カフェゆーゆで高齢者の方々やコミュニティーナースの皆さんとの懇談が和やかに行われました。また、同日、赤池前内閣副大臣が本村を訪れ、東大圃場での実習生や教授との懇談を含むスマート農業の視察を行い、若園JA組合長、高木議長とも懇談をされました。今後は、10月、11月にデジタル庁、経産省等の関係各省の視察が相次いで予定をされております。

さて、現在ロシアのウクライナ侵攻による農業資材や肥料、飼料の高騰が続き、生産者をはじめ、農業関係者の皆様のご苦難と農業経営の逼迫が緊急事態を迎えております。村としてもJAさらべつや関係者の皆様とこれまで対策の検討を重ねてまいりましたが、今定例会におきまして酪農関係の生産者の皆様への支援として酪農飼料価格高騰対策事業助成金を上程しております。JAさらべつからも同じ規模の支援がなされ、村、JA一体となった支援策を実施するところであります。今後は、畑作を含めた農業経営全般に対する支援策を国や道の施策や動向に注目しながら、JAさらべつや関係機関との検討を進めてまいりたいと考えております。

また、本年度実施予定の福祉灯油につきましては、一律1万円の上限を廃止し、新たに物価上昇や燃油高騰に見合う支援策を補正予算で提案をさせていただきました。ご検討のほうをよろしくお願いいたします。さきに村民1人当たり3,000円の生活応援クーポンを村、商工会で発行しましたが、依然として厳しい経済環境にあることには変わりなく、引き続き村民の皆様の生活の安全と商工業者の皆様への支援を関係機関の皆さんと共に検討してまいりたいと考えております。

さて、第6期総合計画も折り返し点を迎えました。現在各分野における実施状況を踏まえた評価を行い、今後新たな5年間の指針や目標設定に向け、夢大地への諮問や村民の皆様へのパブリックコメントを開始したところであります。総合計画に基づく施策の着実な実施と今後20年、30年後の豊かで持続可能な村の実現に向け、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。議員各位の皆様のご理解とご協力を重ねてよろしくお願い申し上げます。

本定例会におきましては、報告案件2件、令和3年度各会計決算認定の件、人事案件1件、条例制定の件10件、令和4年度一般会計ほか各会計補正予算など合わせて19件につきまして審議をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、安村さん、7番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第3回議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ9月5日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から9月21日までの10日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より21日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は10日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

遠藤総務厚生常任委員長。

○遠藤総務厚生常任委員長 総務厚生常任委員会所管事務調査の報告。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定によ

り、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、令和4年7月19日火曜日午前9時。

2、調査場所、更別村議会議員控室。

3、調査事項、更別村の非常災害時の対応について。

4、経過、委員5名により、調査事項について総務課長、総務課長補佐の出席を求め、更別村非常災害時の対応について説明を受けた後、現地調査を行った。

5、調査の結果。

1)、非常災害時への対応について。

非常災害時の対応については「更別村防災計画」に基づき、「災害対策本部」を設置し、実施することになっているが、防災指定避難所11施設中、非常用発電機の設置は福祉の里総合センターのみとなっている。

次に、災害時対応としての備蓄食料、避難用品については一定の基準に基づき社会福祉センター西側「防災用倉庫」に備えている。上更別地区においても上更別消防会館で備蓄品を保管している。

また、想定外の災害発生時については、災害時協定を締結した組織・企業・団体、さらには自衛隊等への要請を行うこととしている。

高齢者・障害者対応については、「更別村災害時避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、村関係部局が避難行動要支援者名簿を作成し、情報集約を図っている。

以上、非常災害時の対応についての説明を受けるとともに、現地での「防災用倉庫」にて備蓄状況の確認を行った。

2)、調査の結果による今後の対応について。

昨今の災害状況を鑑みると、想定外規模での災害発生事例が多く、特に本村で課題となるのが地震・台風による停電の長期化であり、特に厳冬期の停電は人命に関わる問題であることから、早急な対応策を構築すべきである。加えて、水道管の老朽化による生活水の確保という重要課題、大雨及び融雪による1級河川の氾濫も懸念される。

そのためにも「計画樹立」にとどまることなど、住民自ら命を守る行動指針が問われるため、行政区単位等を想定した「自主防災組織」づくりと「災害避難訓練」の実施につき、村の責任において取り組むべきである。

村は今後、平成30年に見直した防災計画について、その後道の防災計画の見直しや村の組織機構を見直したことから、令和4年度中に現在の計画を検証し、令和5年度中の改定を予定しているが、防災対策の最重要課題は高齢者・障害者の安全確保対策を含めた村民全員の安全確保のため、村職員のみではなく、防災に関する有識者、各行政区の代表者等を巻き込んだ住民参画型計画づくりとなるよう強く望むものである。

以上、報告といたします。

○議 長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

小谷産業文教常任委員長。

○小谷産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、令和4年8月26日金曜日午前9時。

2、調査場所、更別村一円。

3、調査事項、農作物の作況について。

4、経過、委員4名の出席により、調査事項について所管課長の出席を求め、農業改良普及センターの協力を得て調査を行った。

5、調査の結果、春の播種作業はおおむね順調に進み、気温は低温から平年並みに推移した。6月、7月の日照時間の不足と7月から8月の多雨の影響が懸念されるが、作物の生育進度は平年並みの状況である。

秋まき小麦の収穫は、好天の下、平年よりやや早く終了したが、収量については令和2年度産並みの水準と推察されている。

バレイショは、平年より生育にやや遅れがあり、茎の軟弱徒長による地際からの倒伏も発生した。現在収穫中であり、玉数は多いが、小粒傾向となっている。

牧草は、6月上旬の遅れもその後は平年並みに回復し、1番牧草の収量、栄養価ともにまずまずであったが、収穫時期の降雨の影響により、発酵品質が懸念される所。

サイレージ用トウモロコシは、軟弱徒長ぎみであったが、おおむね平年並みに推移、湿害によるごま葉枯病とすす紋病が一部圃場で見られ、懸念材料ではあるが、収量は平年並みが期待できるとの報告を受けた。

金時、手亡、小豆、大豆、てん菜の5作物については、現地調査で確認した。

(1)、金時、生育は平年並み。着莢数はやや多い。

(2)、手亡、生育は平年並み。着莢数はやや少なめ。

(3)、小豆、生育、着莢数ともに平年並み。

(4)、大豆、生育は平年並み。着莢数は多い。

(5)、てん菜、移植、直播ともに生育は平年並み。根周は、ともに平年をやや下回る。

調査の結果、豆類の一部では成長点が止まるなど、葉数の減少傾向が確認された。また、7月、8月の多雨により、一部圃場に湿害が見られたことから、農家間において収量の差が生じるものと推察するが、作柄全体としてはおおむね順調であることを確認した。

これから本格的な収穫期を迎えるが、近年の気候変動に伴う起伏の激しい天候下であっても、更別村の基幹産業として長年努力を重ね、取り組んできた基盤整備や土づくり、そして農業者が自然と対峙しつつも続けてきたたゆまぬ努力が功を奏し、豊穰の秋を迎えられるよう期待する。

以上、報告とする。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、私のほうから口頭にて補足説明をさせていただきます。

1番の農作物の生育状況ですけれども、ただいま産業文教常任委員会の8月26日付作況調査の結果がありました。その後9月1日に例月の作況調査が行われておりますので、追加ということで補足ということとさせていただきます。秋まき小麦につきましては、7、8月の天候不順により生育状況が心配されたところではありますが、収穫作業は平年より早く終了しております。バレイショは、収穫時期を迎え、本年は上芋数が平年よりも多い反面、粒が小さいものが多いですけれども、個数は多いとの報告を全体として受けております。収穫は、平年並みに開始されております。豆類は、平年並みの生育であります。8月の多雨、それと日照時間が少なかったという意味での寡照により、一部の圃場で湿害が見られるとの報告を受けております。てん菜は、平年並みの生育であります。豆類と同じく8月の多雨、寡照により、一部の圃場で湿害が見られるとの報告を受けております。飼料作物につきましては、牧草は2番草の収穫作業が順調に進んでおります。デントコーンも生育は平年並みであります。ただ、多雨により、ごま葉枯病とすす紋病が散見されるところであります。

2の令和4年度建設工事の進捗状況(100万円以上)につきましてですけれども、別紙2のとおりまとめております。工事等順調に行われているところでありまして、内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。

以上、私からの口頭説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これ以て質疑を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議 長 日程第7、報告第4号 損害賠償の額の決定における専決処分の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第4号 損害賠償の額の決定における専決処分の件であります。

自動車事故における損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

次のページを御覧ください。専決第1号、専決処分書の写しであります。

交通事故における損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものであります。

理由といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項として、法令上、村の義務に属する1件50万円以下の損害賠償を決定するため、専決処分したものであります。

次のページにまいります。次のページであります。別紙でありますけれども、交通事故に関する損害賠償の額の決定につきましてを御覧ください。村は、自動車の接触により損害を与えた交通事故につきまして次のとおり損害賠償の額を決定するものであります。

1、事故発生年月日は、令和4年7月5日火曜日午前9時45分頃であります。

2、事故発生場所は、帯広市東3条南3丁目1番地、十勝総合振興局駐車場内です。

3、事故の概要は、駐車場に停車する際、停車していた相手方所有の車両に接触し、損害を与えたものであります。

4、損害賠償の相手方は、帯広市在住の方です。

5、損害賠償の額は、25万8,192円です。

このたびの交通事故に伴い、損害賠償の相手方に対しまして多大なご迷惑をおかけしました。また、村が損害賠償を負うことになりましたことを深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。また、今後は職員の交通安全規則、法令等の遵守にしっかりと努めてまいる所存です。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これ以て質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 報告第5号

○議長 日程第8、報告第5号 令和3年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村長 報告第5号 令和3年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件であります。

令和3年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

別紙、令和3年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率報告書を御覧ください。1、健全化判断比率でございます。備考に記載してありますとおり、各比率とも負数で算出された場合は棒線で記載をしております。また、括弧内の数値は総務省が定める早期健全化基準で、各比率が基準以上である場合は財政健全化計画を策定しなければなりません。実質赤字比率は、本村の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字を財政規模に対する割合で表したものでございます。一般会計の実質収支額が赤字になると比率は正数として算出されます。本村の実質収支額は2億1,010万3,096円で黒字であることから、実質赤字比率はマイナス6.78%となり、棒線で表示をしております。連結実質赤字比率は、一般会計に特別会計に生じている赤字を加え、財政規模に対する割合で表したものでございます。一般会計同様、本村の特別会計の実質収支額、資金不足、剰余額はいずれも黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス10.03%となり、棒線で表示をしております。実質公債費比率は、本村の借入金である村債の返済額、公債費の大きさを財政規模に対する割合で表したものでございます。本村の実質公債費比率は9.2%となっております。将来負担比率は、村債の返済額など村が現在抱えている負債の大きさを表す将来負担額から基金や交付税の算入見込みなどの充当可能財源額を減じた額を財政規模に対する割合で表したものでございます。本村の将来負担比率は、充当可能財源額が将来負担額を上回ることからマイナス179.0%となり、棒線で表示をしております。

2、資金不足比率です。資金不足比率は、公営企業会計の資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足が生じておりませんので、資金不足比率は算出されておられません。

1枚めくっていただきまして、8月31日付で監査委員から提出されました令和3年度更別村財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写し、3枚おめくりいただきまして、7月11日付で監査委員から提出されました令和3年度更別村公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写しを添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第9 議案第50号

○議 長 日程第9、議案第50号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第50号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件であります。
更別村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字上更別南13線105番地7にお住まいの本間靖人様、昭和46年3月16日生まれ、51歳であります。

このたび平成30年10月1日から1期4年、本村の教育委員を務めていただきました本間靖人様が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き2期目となる教育委員として任命したいものであります。

任期は、令和4年10月1日から令和8年9月30日までであります。

本間様は、昭和46年3月16日生まれの51歳であります。4人のお子様が上更別小学校、更別中央中学校を卒業されております。委員就任前は、平成26年度に上更別小学校PTA副会長、27年度から28年度の2か年をPTA会長としてご尽力いただくなど、地域からの信頼も厚く、本村の教育振興に対する考え方や熱意も持ち合わせている方で、子どもたちの健全育成に求められている家庭、地域、学校の理解と協力を形成していくための適任者と考えております。

このたび引き続き2期目の教育委員さんとして議会提案をさせていただくものであります。ぜひともご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第10 議案第51号

○議 長 日程第10、議案第51号 更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第51号 更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和2年更別村条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が公布されたことに伴い、国に準じた単価に改めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、選挙運動用自動車の借入契約における各日の支払い限度額を300円引き上げ、1万6,100円とするものであります。

（2）、選挙運動用自動車の燃料供給に関する契約における各日の支払い限度額を140円引き上げ、7,700円とするものであります。

（3）、選挙運動用ビラの作成単価を22銭引き上げ、7円73銭とするものであります。

次のページをお開きください。次のページは条例本文であります。選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続につきまして規定をしています第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改めるものであります。

続きまして、次のページであります。選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続について規定する第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例を公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第51号 更別村議会議員及び更別村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第52号

○議 長 日程第11、議案第52号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第52号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の育児休業等に関する条例（平成4年更別村条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号、以下「法」という。）の改正に基づき、更別村職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、法において育児休業の取得回数制限の緩和等に伴い、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員につきまして任期の更新等があった場合の規定を整備するものであります。

(2)として、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件につきまして、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合につきましては、子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までに緩和するものであります。

(3)として、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月の到達日とする要件につきまして、配偶者との交代で取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能

とするため、規定を整備するものであります。

次のページにまいりまして、（４）として、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削るものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

初めに、このたびの地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正についてご説明をいたします。改正法は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、人事院の意見の申出等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて地方公務員の育児支援に係る規定の改正が行われたもので、現行原則１回までとしている育児休業を原則２回まで取得可能とし、さらに現行１回までとしている子の出生後８週間以内の育児休業を２回まで取得可能とすることが主な内容となっております。地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件についても国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、国家公務員の措置に準じ、本条例において所要の改正を行うものでございます。

条例本文を御覧ください。育児休業をすることができない職員について規定する第２条の改正は、育児休業をすることができる非常勤職員の要件について、子が１歳６か月に達する日までにその任期が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないこととしている要件を子の出生の日から５７日以内に育児休業をする場合にあっては、当該育児休業の期間の末日から６月を経過する日までに緩和するものでございます。その他、国家公務員の取扱いに準じた改正を行うものでございます。

次のページを御覧ください。育児休業法第２条第１項の条例で定める日について規定する第２条の３は、地方公務員の育児休業等に関する法律において、非常勤職員が育児休業を取得する場合、育児休業期間の末日を当該子の養育の事情に応じ、１歳に達する日から１歳６か月に達する日までの間で条例で定めるよう規定しており、国家公務員の取扱いに準じて改めるものでございます。

次の次のページを御覧ください。育児休業法第２条第１項の条例で定める場合について規定する第２条の４は、地方公務員の育児休業等に関する法律において、非常勤職員が当該子の養育の事情を考慮して、２歳に達する日まで育児休業を取得する場合を条例で定めるよう規定しており、国家公務員の取扱いに準じて改めるものでございます。

育児休業法第２条第１項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間について規定する第２条の５は、改正後の第３条の２で規定することから、削るものでございます。

次のページを御覧ください。育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情について規定する第３条は、地方公務員の育児休業等に関する法律において再度育児休

業を取得することができる特別の事情を条例で定めるよう規定しており、育児休業を無条件で2回取得することができることとなったことを踏まえ、第5号を削除するものでございます。その他、国家公務員の取扱いに準じた改正を行うものでございます。

育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間について規定する改正後の第3条の2は、地方公務員の育児休業等に関する法律において、子の出生の日から人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間内に本来の育児休業とは別に育児休業を2回取得することができるよう規定しており、この条例で定める期間を57日間とするものでございます。

育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情について規定する第10条第6号中「育児休業等計画書」を国家公務員の取扱いに準じて「育児短時間勤務計画書」に改めるものでございます。

次のページを御覧ください。附則第1項で、この条例の施行日を令和4年10月1日と規定するものでございます。

附則第2項で、経過措置として、この条例の施行の前日に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第5号に係る第3条及び第6号に係る第10条の規定の適用については、なお従前の例によると規定するものでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第52号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第53号

○議 長 日程第12、議案第53号 更別村ふるさと館管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第53号 更別村ふるさと館管理条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村ふるさと館管理条例（平成9年更別村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、共通回数券を廃止することに伴い、令和5年4月1日からふるさと館屋内広場で使用することができる回数券を新設するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、共通回数券を廃止するものであります。

(2)、新たに屋内広場の専用回数券（11枚）として、高校生以上は1,000円、小中学生は500円とするものであります。

条例にいく前に、現在教育委員会の事務局では更別村柔剣道場、更別村コミュニティプール及び更別村農業者トレーニングセンターにおいて指定管理者制度を導入することで検討を進めております。これらの施設と更別村ふるさと館、更別村福祉の里総合センターにおきまして使用が可能な共通回数券を発券しておりますけれども、指定管理者制度を導入した場合、指定管理者が管理する施設以外で使用される可能性のある共通回数券の販売や指定管理者が他の施設で販売された共通回数券を使用して施設を利用させることができないことから、教育委員会事務局が管理する3施設における共通回数券の使用を取りやめるものであります。これにより、共通回数券の使用は更別村ふるさと館、更別村福祉の里総合センターにおいてのみ使用できることとなりますが、2施設における共通回数券の使用では発行による効果が乏しいことから、共通回数券は発行を取りやめ、施設ごとの回数券を発行することに改めることといたしました。

次のページをめくっていただきたいと思っております。条例本文であります。使用料につきまして規定する第5条第2項から第5項までの共通回数券に関する規定を削除するものであります。

次のページをめくっていただきまして、別表第2項、個人使用の表を改め、屋内広場、高校生以上で回数券（11枚）、1,000円、小中学生で回数券（11枚）、500円を新たに規定するものであります。

なお、附則といたしまして、第1項でこの条例の施行日を令和5年4月1日と規定するものであります。

附則の第2項で、経過措置として、この条例の施行の際、現にあるこの条例による改正前の更別村ふるさと館管理条例の規定により発行された共通回数券は、この条例の施行後においても、更別村ふるさと館及び更別村福祉の里総合センター設置条例に規定する更別村福祉の里総合センターの個人使用に限り使用することができるように規定するものであります。

附則第3項におきましては、この条例の施行の際、現にあるこの条例による改正前の更別村ふるさと館管理条例の規定により発行された共通回数券につきましては、未使用分があっても現金による還付をしないように規定するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 今冒頭で村長から説明ありましたように、この改正については、将来的というか、来年に向けて指定管理制度の導入という形を基にしたそれぞれの村の共通回数券の廃止ということで、新たに設置するということでございますけれども、指定管理でやっていくという形になれば当然、令和3年度の決算報告の中の各施設の利用状況を勘案した中でかなり村外利用者も含めてということで、一律の利用料金になっているということが指定管理に向けて決して経費が安くなるわけではない。それなりの相当の経費の応分の負担も発生するというので、プラス・マイナスするとそんなに変わらない形になってくるかなと想定しているのですけれども、利用料金の設定、これ一律という形の計画でございますけれども、少し村内の利用、あるいは村外の利用という部分の捉え方についての考え方、変更というよりも、もっと検討すべきでないかなというふうに思っているのですけれども、その点の捉え方はどういうふうな捉え方しているかご説明いただきたいと思いません。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 各施設の使用料でございますけれども、条例で別表、使用料を規定しておりますけれども、村内の小中学生とかの無料の規定とかも持っているもので、一律ではないのですけれども、ご質問はそういうことなのかなとは思いますが、そのように使用料は規定しておりますけれども、それぞれの使用料の規定の中で個別の事情があって改正する場合は、3年ごとをめぐりに使用料の見直しを図ってきているので、現在の使用料の規定はそのようになってございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと質問の趣旨が明確でなくて申し訳ございません。明確に質問させていただきたいと思いません。

基本的には、今後の指定管理に向けての諸対策の中で料金をどうするかという部分です

けれども、基本的には今の現況の利用料金を核とした回数券、それぞれの回数券ということでの改正提案でございます。私が説明いただきたいのは、小中学生の減免措置もあるかもしれないですけども、利用状況がある程度全体見ますと村内の利用者も結構いらっしゃるといふことに対して、村外の利用者に対しての利用料金体系同じでよろしいのですかという部分が少し課題となりませんかということをご質問させていただいています。

というのは、費用に対しての費用対効果ではございませんけれども、3年ごとに見直すのは、それは約束事でございますので、見直していくという形になりますけれども、なかなか費用をかけている割には実質的な利用料金の回収という面でかなり格差が出てきて大変だということもちょっと伺いますので、その点の捉え方についてのご説明だけお願いできればと思います。村外の利用者に対する価格のある程度格差といいますか、利用料金の村内と村外という部分の捉え方についての考え方だけ説明していただければありがたいと思います。

○議 長 安村議員、今のこの議案については指定管理のための料金改正ではなくて、ほかの場所との関連の中で、そこに関わる共通券等の条例の改正ということで、それはご理解いただいていますね。

○6番安村議員 知っています。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 現在の各施設の使用料なのでございますけれども、過去に市町村合併が議論になった時期に今の使用料の体系が定められて、村内住民の方が使用する場合の料金というのがその当時は料金が設定されていなかったと思うのでございますけれども、それを一律に今の使用料の体系に定められたというふうに記憶しております。当時そのような使用料金の設定をしていたので、現在のところは村外の方、村内の方、区別して使用料金を設定するという考えは今のところはございません。

以上でございます。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第53号 更別村ふるさと館管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第54号

○議長 日程第13、議案第54号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第54号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村福祉の里総合センター設置条例（平成16年更別村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、共通回数券を廃止し、専用の回数券を新設するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、共通回数券を廃止するものであります。

（2）、新たに健康増進室の専用回数券（11枚）として1,000円とするものであります。

（3）、「3ヶ月券」を「3か月券」に改めるものであります。

次のページをお開きいただきたいというふうに思います。条例本文であります。使用料について規定する第12条第2項から第5項までの共通回数券に関する規定を削除するものであります。

続きまして、次のページをお開きいただきたいといます。別表第1、第2項、個人使用の表中、健康増進機器に係る「3ヶ月券」の文言を整理し、回数券（11枚）、1,000円を新たに規定するものであります。

なお、附則といたしまして、第1項でこの条例の施行日を令和5年4月1日と規定するものであります。

附則第2項では、経過措置として、この条例の施行の際、現にあるこの条例による改正前の更別村福祉の里総合センター設置条例の規定により発行された共通回数券は、この条例の施行後においても、更別村福祉の里総合センター及び更別村ふるさと館管理条例に規定する更別村ふるさと館の個人使用に限り使用することができるように規定するものであります。

さらに、附則第3項におきましては、この条例の施行の際、現にあるこの条例による改正前の更別村福祉の里総合センター設置条例の規定により発行された共通回数券につきましては、未使用分があっても現金による還付をしないよう規定するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第54号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第55号

○議 長 日程第14、議案第55号 更別村柔剣道場条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
西山村長。

○村 長 議案第55号 更別村柔剣道場条例の一部を改正する条例制定の件であります。
更別村柔剣道場条例（昭和57年更別村条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、民間の効率的・効果的な手法を活用し、施設の利用促進と住民の健康増進を図ることを目的として、更別村柔剣道場の管理運営を指定管理者に行わせることができるようにするため、かつ共通回数券を廃止し、専用の回数券を新設するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、更別村柔剣道場におきまして管理を指定管理者に行わせることができるよう、必要な事項を定めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。目的について規定する第1条中「管理使用」を点を除きまして「及び管理」に改めるものであります。

第9条を第22条へ、第8条を第14条へ、第7条を第8条としまして、使用料について規定しております第6条第2項から第5項までの共通回数券に関する規定を削除し、同条を第7条とし、第5条の次に第6条として使用の不許可に関する規定を加えるものであります。

次のページをお開きください。第8条の次に第9条として使用料の還付に関する規定を、第10条として目的外使用禁止に関する規定を、第11条として使用許可の取消し等に関する規定を、第12条として使用者の義務に関する規定を加えるものであります。

続いて、次のページにまいりまして、第13条として損害賠償に関する規定を加えるもの

であります。

第14条の次に第15条として指定管理者による管理に関する規定を授け、第16条として指定管理者の業務に関する規定を、そして第17条として利用料金に関する規定を定めております。

続きまして、次のページをお開きください。第18条として指定管理者が行う管理の基準に関する規定を、第19条として目的の達成に関する規定を第20条として、原状回復義務に関する規定を第21条として、個人情報の保護に関する規定を加えるものであります。

○議 長 説明の場所の条の説明が違うように、次の条にずれているように取られかねない言い方なので、先に括弧内のものを書いてもらって、第何条にと統一していただけると。続けていってしまうと、今ちょっと条がずれて、どちらのことを言っているのか分からない。

(「改正前と改正後がどっちを言っているのか」の声あり)

○村 長 改正後です。すみません。

○議 長 改正後は分かるのですが、条がずれたような説明の仕方になっている箇所も多々あるので、区切り方をちょっと調整していただければ。

○村 長 そしたら、9の……

○議 長 19条あたりからで構いません。

○村 長 申し訳ないです。大変私が早口で。第19条あたりですね。別表の前ですかね。

○議 長 前です。

○村 長 第19条の規定ですね、申し訳ありません。旧のところをほとんど読んでいなかったということですね。旧というか、現行のところですね。現行ではなくて、今新しいところを全部……

○議 長 それは全然構わないです。

○村 長 第19条でよろしいですか。

○議 長 目的の達成は第19条でという形なのか、第19条は目的の達成で終わるのか。その区切りをしっかりとってくれないと、達成、さらに第20条はという形になってしまっている。

○村 長 第19条は目的に関する規定でいいのですね。すみません、言い方がまずかったですね。

18条からいきます。第18条として新たに指定管理者が行う管理の基準に関する規定を定め、第19条として目的の達成に関する規定を定めます、新しく。

そして、第20条として原状回復義務に関する規定を定めて、新しく第21条として個人情報の保護に関する規定を加えるものであります。

大変申し訳ありません。よろしいですか。

では、次のページにまいります。別表です。第6条関係ですけれども、これについては第7条関係に改めます。小中学生で回数券(11枚)を500円とすること、高校生以上で回数

券（11枚）、1,000円を新たに規定するものであります。

なお、附則といたしまして、第1項でこの条例の施行日を令和4年10月1日と規定するものであります。ただし、第7条の規定は、令和5年4月1日から施行するよう規定するものです。

また、附則第2項で、経過措置として、この条例の施行の際、現にあるこの条例による改正前の更別村柔剣道場条例の規定により発行された共通回数券は、この条例の施行後においても、更別村福祉の里総合センター設置条例に規定する更別村福祉の里総合センター及び更別村ふるさと館管理条例に規定する更別村ふるさと館の個人使用に限り使用することができるよう規定するものであります。

また、附則の第3項では、この条例の施行の際、現にあるこの条例による改正前の更別村柔剣道場条例の規定により発行された共通回数券につきましては、未使用分があっても現金による還付をしないよう規定するものであります。

附則の第4項におきましては、指定管理者に更別村柔剣道場の管理を行わせるときは、当該管理を行わせることになる日（以下「管理開始日」という。）前に、教育委員会がした使用の許可及び処分につきましては、管理開始日以後におけるこの条例における改正後の更別村柔剣道場条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした使用の許可及び処分とみなすこととするものであります。

なお、議案資料といたしまして更別村柔剣道場管理規則の一部を改正する規則案をお配りしておりますので、ご参照のほうをよろしく申し上げます。

説明が非常に飛んだりしまして申し訳ありませんでした。深くおわびを申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 これ柔剣道場だけに限ったことでなくて、次のトレーニングセンター、それからコミュニティプールにも関係してくるわけなのですけれども、第19条で指定管理者は飲食物の提供、物品の販売及び宣伝云々と書いてあるのですけれども、これはどのようなことを意図してこういう条例にしたのか、説明をお願いします。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 第19条に記載してあります件でございます。過去にも例えばトレーニングセンターでイベントをやった際に、玄関のフロア内で飲食物の提供ですとか、そういったことをやったことがございます。施設の利用目的が必ずしも運動系だけに限ったことではなくて、そういったことでもこれまでも許可をしているところです。そういったイベントの際に付随してこういったことができるということもございますので、その中で支障のない範囲で必要な事業を行うことができるという規定にしてございます。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。
(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第55号 更別村柔剣道場条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
この際、暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時34分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第56号

○議 長 日程第15、議案第56号 更別村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
西山村長。

○村 長 議案第56号 更別村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村農業者トレーニングセンター設置条例（昭和59年更別村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、民間の効率的・効果的な手法を活用し、施設の利用促進と住民の健康増進を図ることを目的として、更別村農業者トレーニングセンターの管理運営を指定管理者に行わせることができるようにするため、かつ共通回数券を廃止し、専用の回数券を新設するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、更別村農業者トレーニングセンターにおきまして管理を指定管理者に行わせることができるよう、必要な事項を改めるものであります。

なお、小林教育次長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 小林教育次長。

○教育次長 それでは、補足説明をさせていただきます。

議案を1枚めくっていただきまして、次のページからの新旧対照表を御覧ください。現行の第4条、職員とございます。トレーニングセンターに館長及び必要な職員を置き施設の管理を行うものとするがありますが、他の施設条例との整合性を図りまして、改正後は、管理、第4条、トレーニングセンターの管理は、更別村教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれにあたるに改めております。

現行の第7条第2項から第5項までは、共通回数券に係る条項ですので、削除をしております。

改正後の第15条ですが、ほかの施設条例と統一しまして、施設に必要な職員を置くことができる規定を追加しております。

同じく改正後の第16条から第22条までは、指定管理に必要な規定を新たに追加しております。

第16条につきましては、指定管理者による管理としまして、第1項は管理を指定管理者に行わせることができる規定、次のページをお開きください。第2項及び第3項は、読替え規定になります。

第17条は、指定管理者の業務について第1号から第6号まで掲げております。

第18条は、利用料金としまして、第1項は料金の納付規定、第2項は料金設定の承認に関する規定を設けております。

次のページをお開きください。第19条は、指定管理者が行う管理の基準としまして、協定に従って施設の管理を行わなければならない規定。

第20条につきましては、目的の達成のため必要な事業を行うことができる規定。

第21条は、原状回復義務に関わる規定。

第22条は、個人情報の保護としまして、第1項は情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる規定、第2項は業務上知り得た情報の取扱いに関する規定を加えております。

現行の第15条は、改正後第23条に繰下げとなります。

次のページをお開きください。改正後の別表になります。表中に回数券（11枚）、小中学生500円、高校生以上1,000円を新たに加えるものです。

欄外、附則にまいります。施行期日です。第1項、この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和5年4月1日から施行するとしております。

経過措置です。第2項、この条例の施行の際、現にあるこの条例による改正前の更別村農業者トレーニングセンター設置条例の規定により発行された共通回数券は、この条例の施行後においても更別村福祉の里総合センター設置条例に規定する更別村福祉の里総合センター及び更別村ふるさと館管理条例に規定する更別村ふるさと館の個人使用に限り使用することができるとしております。

第3項、この条例の施行の際、現にあるこの条例による改正前の更別村農業者トレーニングセンター設置条例の規定により発行された共通回数券については、未使用分があっても現金による還付をしないとしております。

第4項、指定管理者に更別村農業者トレーニングセンターの管理を行わせるときは、当該管理を行わせることとなる日（以下「管理開始日」という。）前に教育委員会がした使用の許可及び処分については、管理開始日以後におけるこの条例による改正後の更別村農業者トレーニングセンター設置条例の相当規定に基づいて指定管理者がした使用の許可及び処分とみなすとしております。

なお、本条例改正に伴います農業者トレーニングセンター管理規則の一部を改正する規則を議案資料に添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第56号 更別村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第57号

○議 長 日程第16、議案第57号 更別村コミュニティプール設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第57号 更別村コミュニティプール設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村コミュニティプール設置条例（平成5年更別村条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、民間の効率的・効果的な手法を活用し、施設の利用促進と住

民の健康増進を図ることを目的として、更別村コミュニティプールの管理運営を指定管理者に行わせることができるようにするため、かつ共通回数券を廃止し、専用の回数券と1か月券を新設するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、更別村コミュニティプールにおきまして管理を指定管理者に行わせることができるよう、必要な事項を定めるものであります。

なお、小林教育次長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 それでは、補足説明をさせていただきます。

議案を1枚おめくりください。次のページからの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。現行の第6条及び同条第3号の下線部にコミュニティプールとありますが、本条例第1条で更別村コミュニティプール（以下「プール」という。）と定めておりますので、改正後はそれぞれプールと改めております。

現行第8条第2項から第5項までは、共通回数券に係る条項ですので、削除をしております。

次のページをお開きください。改正後の第13条から第19条までは、指定管理に必要な規定を新たに追加しております。

第13条は、指定管理者による管理としまして、第1項は管理を指定管理者に行わせることができる規定、第2項及び第3項は読替え規定になります。

第14条は、指定管理者の業務について第1号から第6号まで掲げております。

第15条は、利用料金としまして、第1項は料金の納付規定、第2項は料金設定の承認に関する規定です。

次のページをお開きください。第16条は、指定管理者が行う管理の基準としまして、協定に従って施設の管理を行わなければならない規定。

第17条は、目的の達成のため必要な事業を行うことができる規定。

第18条は、原状回復義務に関わる規定。

第19条は、個人情報の保護としまして、第1項では情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる規定、第2項は業務上知り得た情報の取扱いに関する規定を加えております。

現行の第13条は、改正後第20条に繰下げとなります。

次のページをお開きください。別表になります。現行の2、個人使用の使用料中、シーズン券の設定がありますが、開館期間の変更にも対応できるよう、これを廃止しまして、改正後は新たに回数券（6枚）及び1か月券を設定することとし、小中学生は回数券500円、1か月券700円、高校生は回数券1,050円、1か月券1,470円、大人、回数券1,550円、1か月券2,170円としております。

別表中の備考で現行の下線部「又はシーズン券」とあるのを改正後は「回数券又は1か月券」に改めております。

欄外、附則にまいります。施行期日です。第1項、この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、令和5年4月1日から施行するとしております。

経過措置です。第2項、この条例の施行の際、現にあるこの条例による改正前の更別村コミュニティプール設置条例の規定により発行された共通回数券は、この、次のページをお開きください。条例の施行後においても、更別村福祉の里総合センター設置条例に規定する更別村福祉の里総合センター及び更別村ふるさと館管理条例に規定する更別村ふるさと館の個人使用に限り使用することができるとしております。

第3項、この条例の施行の際、現にあるこの条例による改正前の更別村コミュニティプール設置条例の規定により発行された共通回数券については、未使用分があっても現金による還付をしないとしております。

第4項、指定管理者に更別村コミュニティプールの管理を行わせるときは、当該管理を行わせることとなる日（以下「管理開始日」という。）前に教育委員会がした使用の許可及び処分については、管理開始日以後におけるこの条例による改正後の更別村コミュニティプール設置条例の相当規定に基づいて指定管理者がした使用の許可及び処分とみなすとしております。

なお、本条例改正に伴いますコミュニティプール管理規則の一部を改正する規則を議案資料に添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 今コミュニティプールの関係の指定管理者による管理という前提の下での改正案も含めて提案されましたけれども、その前の2項目についても柔剣道場、トレーニングセンター等については終年利用できるという前提で指定管理者へのという前提での改正案で説明されました。ただ、ちょっと不明確なのが、コミュニティプールについては今現状季節使用という形になっていると思います。その中で、端的に言いますと、それが指定管理になじむのか、なじまないのかという議論はどうしてもなされると思うのですが、その点の捉え方についてちょっと説明していただければありがたいです。

○議長 長 小林教育次長。

○教育次長 コミュニティプールの開館期間につきましては、現状5月1日から9月の末までとさせていただきます。先ほどの料金の部分でもございましたが、開館期間の変更にも対応できるようということで、指定管理者に移行した後、現行の5か月でまずはいくのか、それとも月数を変更するのか、内部でも協議を重ねました。コミュニティプールにつきましては、当初の開館時には5月から10月までの6か月間開館をさせていただきます。運営していく中で、10月の利用者が著しく落ち込むということで、現在は5か月間という運用をさせていただきますが、指定管理者ということで様々な利用形態を設けて施設運用していただ

るということも考えてございます。民間のノウハウというところをかなり期待しております、利用者増につなげていただければということで、開館当時の6か月間に、最初はそういう設定をしまして施設の運営を進めていければと現在は考えてございます。ただ、最終的に6か月でいくのか、それともその後運用によってまた月数を変更していくのか、延ばすのか、減らすのかも、それは状況をちょっと見ながら対応していくしかないかなと考えてございますので、現在のところは1か月延長ということで検討を進めているところで

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今説明いただきましたけれども、私心配しているのは、指定管理という制度の中で柔剣道場とかトレーニングセンターは1年間の終年ということで指定管理しやすいと思うのです。ただ、今説明いただいたように、プールになると6か月ごととなると、期間1か月延ばすという話をされましたけれども、その分についての、半年間に延ばすといえども、それが指定管理という制度になじむのかどうなのかという、ちょっと私は疑問視しているのです。かつ、1か月延ばすことによる費用の部分の過負担という部分も発生すると思います。そういう面の捉え方も含めて様々な面で検討していかないと、ただ期間延長しますよ、1か月延長しますよ。これからなのでしょうけれども、指定管理をしていただく方に努力もしていただいて利用促進も図っていただくという期待感は分かるのですけれども、その応分の負担、1か月の冬に向けての、行政の施設ですので、その部分の応分の負担も増になるだろうという部分です。それと、先ほど言ったように、しつこいようですけれども、半年間の部分での指定管理というのはどうなのかなという部分の心配がありますので、見解の相違もあるかもしれませんが、その点の説明、ちょっと補足していただければありがたいです。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 プールについては、確かに季節運用で現在5か月、先ほど6か月も検討ということで申し上げました。プール単発の施設ではなくて、教育委員会としましては柔剣道場、それとトレーニングセンター、一体的な管理の中で指定管理をしていただければということを考えてございます。3つの施設の運用によって、やりくりといいますか、運営のほうをやっていただければなということで、1つの施設は季節で終わってしましますが、他の施設は通年ですので、その中での運用やって、その辺も考慮して考えているところです。費用についても、プール自体の収入は5か月、半年で終わってしましますが、こちらほかの施設との共同運用の中で運営をしていただければと考えてございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと質問しづらくなったのですけれども、基本的にはトレーニングセンター、柔剣道場、どういう形の指定管理になるかは別として、やっぱりその施設ごと

における最低人数必要だと思うのです。まして今現状のプールについては、ある程度固定した人もやっぱり必要だ、トレーニングセンター等も固定した人が必要だという管理になっているはずなのです。そうすると、今運用の中で指定管理者がうまく回ってくれといっても、その分を考えたときに、割高感というか、指定管理にするメリットというのはちょっと薄れるのではないかなという気がしてしまうのです。ちょっと考え過ぎなのかもしれませんが、その点の指定管理にしていくということは職員の労働環境の改善並びにそういう部分の経費軽減も含めてという大前提があって指定管理にしていくという素案でなければ、そういう提案をしていただかなければ本来からいえば駄目だと思うのです。そうすると、やっぱりネックになってくるのはコミュニティプールの半年間の運用という形の中の費用、それをどう賄っていくかという部分が重要な課題になってくると思いますので、その点の利用料金も含めて、これはこれとしての改正案ですけれども、適正に図れるような形の検討をもう少ししていただきたいということで、要望も含めてお願いしたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 指定管理者によるメリットですけれども、まず施設です。教育委員会が所管している施設につきましては、いずれの施設であっても減少傾向が続いているところでございます。その中で、施設の未利用時間帯があったりですとか、なかなか思うような利用が進められていないという状況の中で、指定管理者制度を導入しまして民間のノウハウを得て施設の有効利用を図りたいと。有効利用というところがまず一つのメリットかなと考えてございます。また、利用が増えるということは住民の健康増進機会もさらに創出されると考えてございますし、それがひいては医療費の低減ですとか介護予防、こういったところの効果も期待できるのではないかと考えてございます。

費用、半年分の部分がネックだというお話いただきました。前後の準備ですとか片づけ作業で若干の収入という部分は出てきますが、それでも通年に対しては費用的にはちょっと厳しいところがあるのは承知しております。繰り返しになりますが、3つの施設の一体管理ということを考えてございますし、指定を受けた事業者の自助努力というところも期待をしているところです。これから初めての試みということで、不具合出てくる部分もあるかもしれませんが、運用していく中で適宜うまく運用、運営できるような形を取っていければなと考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第57号 更別村コミュニティプール設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 議案第58号

○議 長 日程第17、議案第58号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第58号 令和4年度更別村一般会計補正予算(第5号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,276万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5,903万3,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 では、私のほうから令和4年度更別村一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

令和4年度更別村一般会計補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,276万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5,903万3,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

また、第2条は地方債の変更でございます。第2条の地方債の変更は、第2表、地方債補正によるもので、普通交付税の確定による臨時財政対策債の借入額の変更でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。まずは、

歳出からご説明いたします。11ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、122万円を追加し、補正後の額を6億9,772万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、情報処理管理事務経費、OA機器管理は、人事給与システム改修に伴う北海道自治体情報システム協議会への負担金でございます。(2)、庁舎維持管理経費は、役場庁舎1階男子トイレの入り口ドアを修繕するものでございます。

目3財産管理費は、28万5,000円を追加し、補正後の額を1,211万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、財産取得事業、物品取得は、印刷機購入に伴う入札執行の残でございます。(2)、財産処分費は、複合機入替えに伴い、古い複合機を搬出するための運搬料でございます。

目4地方振興費は、321万円を追加し、補正後の額を9億7,539万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、各種要請・施策調査経費は、デジタル田園都市国家構想推進交付金採択に伴い、様々な関係機関、関係者等と調査、打合せを行うため、旅費を追加するものでございます。12ページをお開き願います。(2)、デジタル活用支援事業は、デジタル推進員として地域おこし協力隊員を募集しておりましたが、諸事情により応募がなく、今後も見込めないため減額する一方で、総務省の企業人材派遣制度であります地域活性化起業人を活用するための費用として10月から6か月、2名分を追加するものでございます。地域活性化起業人は、地方公共団体が3大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらう制度であり、地域活性化を図る取組に対して国の特別交付税措置がございます。予算を認めていただいた後、人材派遣に関する公募を行うほか、個別に企業へお願いすることとしております。(3)、図柄入りご当地ナンバープレート導入事業は、十勝18町村で図柄入りご当地ナンバープレートを導入することについて村民の意向を確認するためのアンケート調査を行うため、追加するものでございます。村での意向調査は、総人口の10%の方を抽出し、往復はがきを送付し、回答をお願いするものです。回答される方の年代と図柄入りナンバープレートを導入することをどう思うか、十勝、漢字または平仮名、帯広ナンバーをそのまま、そのほかについて回答いただくものでございます。町村ごとにアンケート調査を行い、10月末に十勝町村会事務局に結果を報告、18町村の結果を十勝町村会事務局で集約いたします。集約結果を踏まえ、十勝町村会総会におきまして導入するかどうかを決定することとなります。なお、導入意向の要望につきましては、本年11月末までに十勝総合振興局長に対し行うこととなります。

続きまして、13ページを御覧願います。目10財政調整基金費は、8,005万2,000円を追加し、補正後の額を1億510万円とするものでございます。説明欄(1)、財政調整基金積立金は、令和3年度の繰越金が確定したことに伴い、財政調整基金に積立金として積み増すものでございます。地方財政法第7条に基づきまして、令和3年度繰越金2億1,010万3,000円の2分の1以上を積み増すものでございます。

項2徴税费、目1税務総務費は、7万4,000円を減額し、補正後の額を485万6,000円とす

るものでございます。説明欄（１）、税務事務経費は、十勝市町村税滞納整理機構へ引き継ぐ滞納者につきまして１人完納したことに伴い、負担金が減額となっております。

項４選挙費、目２参議院議員選挙費は、103万9,000円を減額し、補正後の額を416万1,000円とするものでございます。説明欄（１）、参議院議員選挙経費は、選挙終了に伴う執行の残でございます。

14ページをお開き願います。款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費は、320万2,000円を追加し、補正後の額を２億1,742万5,000円とするものでございます。説明欄（１）、福祉灯油等助成事業は、現行の福祉灯油支給基準であります1万円金額固定式では価格高騰時に実支給量が目減りし、8月1日時点の灯油価格で算定しますと80リットル相当となり、これまでの支給水準を割り込むこととなります。したがって、福祉灯油給付額算定方法について1万円の定額から基準日時点の150リットル相当額へ算定方法を変更するため、追加するものでございます。（２）、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は、十勝市町村税滞納整理機構への負担金確定に伴い、国民健康保険特別会計の負担分が減額となったためでございます。（３）、障害者総合支援事業は、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に伴う北海道自治体情報システム協議会への負担金でございます。15ページを御覧願います。（４）、新型コロナウイルス感染症対策事業は、コロナ禍における原油価格や物価の高騰の影響が大きいと考えられる低所得の高齢者世帯及び障害者世帯に対しまして支援するもので、1世帯当たり1万2,000円の助成となります。財源につきましては、北海道の高齢者世帯等生活支援事業費補助金が助成額の2分の1、残りを新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、原油価格、物価高騰対応分に対応いたします。

目２福祉の里総合センター費は、154万6,000円を追加し、補正後の額を6,973万7,000円とするものでございます。説明欄（１）、福祉の里総合センター維持管理経費は、施設修繕予算につきまして執行状況により今後不足が見込まれることから、追加するものでございます。（２）、新型コロナウイルス感染症対策事業は、生活支援ハウス及び介護予防教室にそれぞれ飛沫感染防止用のパーティションを設置するものでございます。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費は、20万円を減額し、補正後の額を1億7,455万4,000円とするものでございます。説明欄（１）、出産・入学報償費は、小学校、中学校に入学する際のお祝金でございますが、村外への転出などにより減額するものでございます。

項３老人福祉費、目２老人保健福祉センター費は、115万4,000円を追加し、補正後の額を7,150万4,000円とするものでございます。説明欄（１）、老人保健福祉センター維持管理経費は、施設修繕予算につきまして執行状況により今後不足が見込まれるほか、ロビーにカフェを開設するのに併せまして内線電話を設置するため、追加するものでございます。

16ページをお開き願います。目３老人福祉推進費は、140万円を追加し、補正後の額を7,104万4,000円とするものでございます。説明欄（１）、老人保護措置事業は、養護老人ホームに入所予定の方が1名おり、その費用を追加するものでございます。なお、歳入でもご説明いたしますが、入所される方からは月々の費用を徴収させていただきます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目4診療所費は、389万8,000円を追加し、補正後の額を1億2,223万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、歳入歳出の均衡を図るためでございます。

款5労働費、項1労働費、17ページを御覧願います。目1労働諸費は、126万円を追加し、補正後の額を708万円とするものでございます。説明欄(1)、雇用対策事業は、地元雇用促進事業助成金の新規申込み2名分がありましたので、追加するものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目4畜産業費は、590万円を追加し、補正後の額を2,813万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、畜産クラスター事業は、新型コロナウイルス感染拡大により牛乳、乳製品の消費の落ち込み、輸入飼料の高騰など経営経費が増大していることから、酪農家35戸、養鶏農家1戸に対して支援を行うため、追加するものでございます。経産牛1頭当たり2,200円を支援単価とし、本年7月1日を基準とする頭数と養鶏農家の飼料上昇分を算出し、助成するものでございます。先ほどの村長の招集挨拶にもありましたが、JAさらべつにおきましても酪農農家に対し同程度の支援を行うこととしております。

款7商工費、項1商工費、目3観光費は、18万8,000円を追加し、補正後の額を3,045万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、観光・物産総合振興事業は、北海道観光振興機構が実施いたしますナショナルサイクルルート、トカプチ400に関する観光客の誘致等、プロモーション事業につきまして帯広市ほか管内8町村が事業費の一部を負担することとしており、その費用を追加するものでございます。

18ページをお開き願います。款8土木費、項3住宅費、目2民間住宅整備費は、300万円を追加し、補正後の額を2,050万円とするものでございます。説明欄(1)、民間住宅建設促進事業は、住宅建設の申請件数につきまして現時点で18件の申請となっており、今後申請が3件ほど見込まれているため、追加するものでございます。

目4賃貸住宅建設促進費は、960万円を追加し、補正後の額を960万円とするものでございます。説明欄(1)、賃貸住宅建設促進事業は、民間住宅を建設するための助成金でございます。現在のところ、村内では単身者、独身者用の住宅、1LDKが不足ぎみであり、引き続き需要が見込めることから、賃貸住宅建設の助成を行うものでございます。

款9消防費、項1消防費、目3非常備消防費は、7万8,000円を追加し、補正後の額を1,361万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、更別消防団運営経費、經常分は、消防動力ポンプ及びはしご動力昇降装置につきまして点検に必要な費用を追加するものでございます。

19ページを御覧願います。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費は、10万9,000円を追加し、補正後の額を7,053万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、小学校運営経費は、施設修繕予算につきまして執行状況により今後不足が見込まれることから、追加するものでございます。(2)、外国語指導推進事業、小学校は、当初予定しておりましたALT、外国語指導助手が活動できなくなったため、報償費を減額し、その代わりと

いたしましてNPO法人教育支援協会北海道から指導員を直接派遣していただくことになりましたので、その分の委託料を追加するものでございます。

項5社会教育費、目1社会教育総務費は、財源の振替でございます。

項6保健体育費、目2体育施設費は、134万4,000円を追加し、補正後の額を5,043万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、コミュニティプール維持管理経費は、コミュニティプールでの重油使用量及び電気使用量が増加したため、追加するものでございます。

20ページをお開き願います。款13諸支出金、項2過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、663万1,000円を追加し、補正後の額を813万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、過年度過誤納還付金は、昨年度の国庫補助金、交付金について精算分を返還するためでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。7ページをお開き願います。款1村税、項1村民税、目1個人は、2,859万円を追加し、補正後の額を2億6,486万9,000円とするものでございます。給与所得、農業所得の回復基調などにより増加したためでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税は、1,359万7,000円を減額し、補正後の額を3億3,967万6,000円とするものでございます。太陽光発電設備について修正申告があったためでございます。

項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割は、43万5,000円を追加し、補正後の額を1,346万3,000円とするものでございます。軽自動車につきまして想定より増加したためでございます。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金は、201万9,000円を減額し、補正後の額を265万5,000円とするものでございます。普通交付税が確定したことにより、個人住民税減収補填特例交付金は増額となりましたが、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金は減額となっております。

8ページをお開き願います。項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、目1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、144万4,000円を追加し、補正後の額を144万4,000円とするものでございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金は、27万8,000円を追加し、補正後の額を507万8,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしましたが、養護老人ホームに入居される方から月々の費用を徴収させていただくものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、914万7,000円を追加し、補正後の額を8億7,022万5,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしました福祉灯油等助成事業、高齢者世帯等生活支援事業、生活支援ハウス等の飛沫防止用パーティション設置、酪農飼料価格高騰対策事業の4事業に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

目2民生費国庫補助金は、21万2,000円を追加し、補正後の額を7,886万7,000円とするものでございます。障害者自立支援給付審査支払等システムへの負担金に関する補助金でございます。

款15道支出金、項2道補助金、9ページを御覧願います。目2民生費道補助金は、84万円を追加し、補正後の額を4,626万3,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしましたが、低所得の高齢者世帯及び障害者世帯に対する助成金のうち、北海道から高齢者世帯等生活支援事業費補助金として事業費の2分の1が補助されるものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、2,785万円を減額し、補正後の額を1億4,666万5,000円とするものでございます。歳入歳出の調整によるものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、1億6,010万3,000円を追加し、補正後の額を2億1,010万3,000円とするものでございます。前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

款20諸収入、項5雑入、目6過年度収入は、30万4,000円を追加し、補正後の額を30万5,000円とするものでございます。過年度の収入を追加するものでございます。

款21村債、項1村債、10ページをお開き願います。目5臨時財政対策債は、3,512万3,000円を減額し、補正後の額を3,128万3,000円とするものでございます。普通交付税の確定に伴い、臨時財政対策債分を減額するものでございます。

歳入のご説明は以上となります。

続きまして、第2表、地方債補正についてご説明いたします。4ページを御覧願います。地方債補正につきましては、記載されているとおりでございます。臨時財政対策債の限度額につきまして、歳入でご説明いたしましたが、普通交付税の確定に伴い、補正後の限度額を3,128万3,000円とし、地方債の合計を5億2,298万3,000円としております。

令和4年度更別村一般会計補正予算（第5号）の説明は以上でございます。

○議 長 お諮りいたします。

議案第58号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 17ページの酪農家の飼料の高騰対策について若干質問いたします。

前段は別としまして、これから飼料も全て上がっているわけなのですけれども、今聞き間違いでなければ、酪農家35戸、農協も同額、トン2,200円というお話、あと養鶏農家1戸と。それで、恐らく黒毛和種の農家も同じように餌は上がっているはずなのですけれども、そこにあげなかった理由と、それともう少し詳しい説明が必要かと思うのですけれども、恐らく濃厚飼料につきましては生産者も国も含めて飼料価格安定補填金というか、積んでいるはずなのです。それも恐らくオーバーをしたのかどうかなのですけれども、その辺も含めて、なぜ和牛というか、肉牛農家が二十数件、記憶ではあるはずなのですけれども、外した理由と、それと今生産者も積んでいますけれども、飼料価格補填金というか、その基金のほうはどのような現状なのでしょうか、お答えを求めます。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 畜産クラスター事業の酪農飼料価格高騰対策事業助成金の関連でございますが、今ご指摘のあったとおり、今回の事業につきましては、先ほども副長のほうからの説明の中にもありましたが、今回牛乳、乳製品の消費の落ち込み、また輸入飼料の高騰などにより販売、経費の両面から影響を受けている酪農家について支援をするというふうな考えで、今回の対象としては酪農家、あとまた養鶏業というふうなところとしていただいております。こちらのほうにつきましては、酪農業では1頭当たりの飼料費が販売収入に占める割合がおおよそ38%でありまして、比較しますと畜産業では1頭当たりの飼料費が販売収入に占める割合はおおよそ21%というふうに押さえているところでございまして、酪農業のほうがおおよそ2倍の影響が生じているということもございまして、収入、支出の両面から影響の多い酪農業を今回の支援対象としたところでございます。また、養鶏業ということでありましたが、こちらのほうについても飼料費が販売収入に占める割合が50%ということで、こちらのほうも飼料費の占める割合が大きなことから、今回支援対象とさせていただきます。今後の情勢次第によっては、またJAさんのほうとも協議をして、今言われましたように畜産業、和牛農家さんのほうに必要なに応じて検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

あともう一つ、基金の関係のご質問があったかと思えます。こちらのほうは、飼料の関係の補填金ということで出されていると思うのですが、基金の内容について詳しい資料をちょっと持ち合わせておりませんので、なんなのですが、あくまでも補填金というのは今現在も支出されておまして、今回算定に当たってはそちらのほうの補填も計算に入れた上で、先ほど言った販売額に占める飼料費の割合というのを算出したところでございます。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 もう少し分かりやすく、二十何%を1キロに占めているのかなのでしょうかけれども、単純な聞き方をして申し訳ないのですけれども、補填金が間に合わなくてオーバーをしていると、危機的状況だとマスコミは言っていますけれども、僕もそう思うのですけれども、例えば和牛農家は21しか上がっていないから外したと、その辺の明確な理由

がなければ、そういう答弁でどうも理解ができづらいのですけれども、JAさんが2,200円だから、行政も2,200円、トンでしょう。和牛農家は21%しか餌が上がっていないと今説明がありましたけれども、例えばキロ70円にしているのか、100円にしているのかも分かりませんし、計算根拠が見えないのですけれども、両方合わせて、JAのほうは別でしょうけれども、今は議会ですから、村の予算で590万ですか、これで間に合うとは到底思えないのですけれども、その辺例えば35戸の酪農家で、簡単に言えば月100万のが35万上がって35%と、そういう捉え方でいいのですか。

僕はもっと奥深いと思うのですけれども、全てに下がっているのですから、子牛の価格も競りにならぬような状態もあるのですよ。黒毛だって恐らく2割ぐらい下がっているでしょう。それは、ピークから見ればそうでしょうけれども、外した理由をきちっと示してもらわなければ、今の説明では生産者、トン4,400円って大きい小さいかは別にして、それはいろんな価格、値段があるでしょうけれども、もう少し数字積み上げた説明が欲しいのですけれども、難しいとは思っているのですけれども、基礎の数字なければ、三十何%上がっていますから、これでしましたよと。そしたら、これで何%補填できるの、価格補填。飼料の安定基金はもう底をついたとか、そういう説明ぐらいはできるはずなのですから、こういう数字を出すに当たって、基礎の数字がない中で590万ですよ、トン2,200円ですよ、和牛農家は後から考えますよと、後から考えるという、その説明はちょっと納得できませんけれども、もう少し理解できるような説明をしていただきたいと思います。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 確かに飼料価格というのが高騰していて、そういった中では補填等の必要がある部分もあると思うのですけれども、今現時点において農協さんのほうとも調整をしながらやってきている中で、あくまでも先ほど申し上げましたように、まずは酪農家さんのほうの支援ということで考えているところでございます。先ほども申し上げましたように、令和3年度の更別村の和牛繁殖経営では1頭当たりの飼料費が13万8,000円、販売収入の21%が飼料費が占めているというふうな計算をさせていただいております。また、酪農経営は1頭当たりの飼料費が35万9,000円で、乳代の38%が飼料費が占めているというふうなところでございます。酪農は濃厚飼料の給与量が多く、飼料費のコスト割合が高く占めることから、生産調整により増産できない現状では経営の悪化は顕著と考えられるというところもございまして、今回におきましては酪農家の支援というふうなことで考えたところでございます。

配合飼料の計算においては、令和4年度、酪農家の配合飼料価格上昇額を算出させていただきまして、上期で1トン当たり1万347円不足しているというふうな状況がございまして、経産牛1頭当たり年間4,125キログラム給与しているということで、これは乳検組合の調べなのですけれども、上昇額の1万347円に4.125トンを掛けますと1頭当たり4万2,681円です。1頭当たり4万2,681円の飼料費が増額するというふうなところでございます。農協さんとの同額の支援というふうなことで、大体600万程度というところの中で、更別村の

経産牛2,700頭でいきますと4万2,681円の5.2%で2,200円等になりますので、こちらのほうでほぼ600万というふうな金額になりますので、このような金額を算出させていただいたところでございます。あくまでもこのような考えの下で酪農家への支援ということを今回まず提案をさせていただいたというところで、今後の情勢、そういった状況を見た中で、他の畜産業、また農業等についての支援策について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 少しは数字を挙げてもらって分かりやすくはなってきたのですが、あとできれば補填金の関係がどうなって、もうパンクしているのか、資金が。こちらで調べればそれは分かるのでしょうかけれども、2,200円の農協が同率出すというのは、それは農協の問題で、今行政が2,200円、590万で、和牛農家外していいのかと。その外した理由もあまり、飼料代が少ないからというような説明でしたけれども、きちっと平等性を確保するのであれば、今は酪農家が悲鳴上げているのは事実ですよ、乳価上がっていないし、余っているし、それは日本中、北海道中大問題は承知していますけれども、この額を見るとこれで本当に助かるのかなと、正直な気持ちですよ。

農業新聞等にも報道されていますけれども、个体価格、搾るな、放せというから、経産牛は本当に捨てる値みたいになっていますし、牡犢も、もう承知だけれども、紙代で置いていくような時代。そういう、運賃も払えないような、それはひねた牛なのでしょうけれども、もっともっと現状きついているのですね、僕たちは。村がやったら、トン2,200円ですよ。それは多ければ多いほどいいことにはなるでしょうけれども、畜産農家皆さん、和牛農家も畜産農家も、別のもいるでしょうけれども、厳しい面は一緒ですから、どうも課長なりの説明を聞いていると、後から考えますと、そういう説明では僕はちょっとあれですけれども、これ以上責めてもしょうがないのでしょうかけれども、補填金のことも少しは調査をして、国も出しているのです、もうパンクしているのか、恐らくもうそれは限度来ているでしょうけれども、あれ生産者も一緒に積んでいるのですから、安定基金については。だから、誤解のないように言っておきますけれども、提案されて、納得しなさいというのは、それはそうなのかもしれませんが、助成金ですから、貴重ですから。もう少し中身を積み上げた中で、これがこうでとやっぱりしてほしいと思いました。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 松橋議員さんのご指摘ももっともでして、私4月からこの部分についてはJAさんと協議をするように指示をしております。これが出た段階で、畜産どうなのだというような形でもこれ指示しております。今松橋議員さんが言ったように、後で今定例会では安村議員さんが質問されるので、その部分でしっかりお答えをしようと思っているのですけれども、決して外したということではなくて、現状は一緒です。かなり厳しい状況に

酪農も畜産も置かれていますし、これ酪農だけ手差し伸べて、畜産は手差し伸べないというのは、それは行政としては、松橋議員さんおっしゃるとおり、これは不公平というふうに言われても仕方がないと思います。今畑作農家も含めてしっかり、時間はかかると思うのですけれども、天候の問題もありましたし、収量の問題もありますし、粗生産額の問題もありますし、その辺をきちんと見極めて、そののところをしっかりと支援できるような積み上げを今検討しておりますので、一切それはやっていないということではなくて、その部分について、緊急性と言ったら語弊ありますけれども、畜産も緊急性はありますから、そうなのですけれども、酪農関係については速やかにというようなことも申入れを生産者の方からもされていますので、これについては4月から、大分遅くなったのですけれども、今日の定例議会で補正出していただきましたけれども、今後畜産、酪農、畑作含めて農業経営全般的な影響が非常に大きいということを我々としては把握、自覚しておりますので、しっかりと行政としての支援策を考えて実施をしていきたいというふうに思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議 長 関連で質疑ありますか、ほかの議員さん。

6番、安村さん。

○6番安村議員 それでは、ちょっと関連して説明を求めたいと思ひます。

ただいまJAと村とで折半というか、緊急対策といひますか、喫緊の対策ではないのでしようけれども、打つという提案がございました。算定基礎、松橋議員からもありましたけれども、飼料の高騰だけでなく、どうも見ていますと飼養頭数、酪農家さんの飼養頭数が総体的には4,600から4,800頭ぐらい全体、育成も入れていると思うのですけれども、実質的にはこれ逆算してみますと単純に搾乳牛だけの対応なのかなというふうに判断できるところなのですけれども、ここはちょっと難しいところあるのですけれども、初妊を迎えている牛もいます。いろいろな部分のそういう流動的なことがありますけれども、どこで線引きするかというのは非常に難しいという部分がありますけれども、その点の捉え方はまずどうなのかという部分、1点です。

この対策については、村長から今回回答いただいたように、後日私一般質問させていただきますけれども、この対策だけでは、今回の対策だけではもう立ち行かないというのは後で数字をもって示したいと思うのですけれども、実質的に継続的な部分を念頭に置いてという、検討するのではなくて、村として実施するのであれば、実施するという方向性を示しながら検討していただきたいと思うのですけれども、その2点についてまず説明というか、ご回答いただければと思ひます。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 今回の支援の基礎というか、算定数値となります牛の頭数については、ご指摘のとおり経産牛2,700頭ということで考えているところでございます。こちらのほう、数字の押さえ方でもあるとはあるのですけれども、内部、またJAさんとの協議の中で、こ

ちらのほうの数字に一応着目をして基礎とさせていただいているところでございます。いろいろご意見等もあるとは思いますが、今回の算定、またJAさんとの足並みをそろえた支援という中で算定基礎としての数値はそうしているところでございます。

また、それ以外の支援策についても実施するというふうなところで検討というお話ですが、何せ情勢が日に日に変わっていくというふうなところもございまして、また国や道の支援というのも今出てきているところでございます。まずはそちらのほうをしっかりと算定、また給付等の手続を行って、その中でまた必要な部分について支援等を考えていくことになるのかなというところで今後検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご回答いただいたのですけれども、確かに今の段階の補正でございますので、それなりの理由があつてという、それは認めたいと思います。ただ、基本的に、松橋議員も言ったように、数字を見ると本当に厳しい搾乳農家の現状がございまして。これ一の手、二の手、三の手と打っていかなければ、飼料高騰だけという、そういう要因ではなくて、酪農家を支えるという部分からも考えて、確かにJAも含めてというのは、それはそれなりの理由で分かるかもしれませんが、村として基幹産業をどうしていくかという部分、真剣に捉えて、逆に言えば農業支援の基金もあるわけですから、そういう喫緊の対策の中で村としてどう打っていくか、どう打ち出していくかというのも必要条件になってくると思うのです。ただ、農協と折半して、逆に言えば今回の590万の補正の予算措置の原資もやっぱり国のコロナ対策なりの要因の中で運用しているという形でございますので、ここは村が責任を持つのでなくて、酪農、畜産をこれから支えるのだという、戸数も減っているという現実もありますので、それを支えるのだという気構えというか、そういう部分の対策を打つのだという担保が欲しいというか、そういう対策を年末に打っていく第1弾としてここなのだという言い方を僕は求めたいというふうに思っているのですけれども、そういう観点の考え方というか、そういう部分の押さえ方を示していただければというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 一般質問もありますから、ここで答えてしまえば全部になります。

西山村長。

○村 長 一般質問で答えさせていただきますけれども、安村議員さんおっしゃるとおりでありますので、農協さんは生産者の声とか集約もされて、我々のほうにも申入れとか来ていますけれども、きちんと生産者の皆さんの声を聞いて、そして特に今まで酪農関係、畜産関係の担い手不足とか、非常に農家戸数が減ってきたということでいろんな手打ってきました。だから、今回はおっしゃるとおり第1弾というふうなことでありますけれども、私としては行政として責任を持って継続性を持ってやっていくというのが基本だと思いますし、これは課長も言いましたように実施しなければいけないというふうに思っています。

だから、しっかり状況も見極めた上でもありますけれども、村としては酪農、畜産の振興をどうするのかという大原則にのっとり、そこのところはしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。また一般質問のほうでもお答えをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議 長 ほかに関連で。

7番、織田さん。

○7番織田議員 具体的に、ちょっと細かいことなのですが、先ほど農協とお互い折半の数字という話が出ました。590万の倍ですから、1,180万ですか。この支援の仕方なのですが、村は村で独自で支援されるのか、それとも農協と併せた中での支援になるのか。なぜこういう質問をするかという、全員が全員農協の組合員でないということの一つ頭に置いて答えていただきたいと思っております。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 ただいまのご質問ですが、農協さんとうちとの支援額ということですが、こちらのほうについては同程度というふうなことで考えておりますが、算定の根拠というのは若干違っております。こちらのほうについては、先ほど村長のほうからもありましたけれども、農協からの支援要請というのはもう少し早い段階で来てございます。その段階で農協さんのほうとしては、自給飼料の向上だとか飼料価格の高騰だとかという部分での算定というふうに向っているところでございます。私どものほうとしては、この時期年末に向けての支援というふうなことで農協さんとも調整をしておりますので、この時点においてまた新型コロナ交付金等の対応も考えた上で、私どものほうでその金額に見合うような独自の計算、先ほど申し上げましたような飼料の上昇率に合わせて1頭当たり2,200円というふうな計算をさせていただいて支援を考えたところでございます。

以上でございます。

○議 長 高橋課長、その説明ではなくて、JAさんは組合員さんに対して助成をするのか、村は酪農家全部に支援をするのか、その辺りの確認をしたいという質問だったと思うのですが。

高橋産業課長。

○産業課長 一応確認しているところでは、当然JAさんのほうでは対象者としては酪農経営を営むJA正組合員であることということと組合長が認めた者というふうなことで考えているようでございます。私どものほうとしましては、あくまでも酪農家35戸を対象に給付をするというふうに考えているところでございます。その中で、農協さんのほうでも対象者としては酪農家35戸となっておりますので、同数になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 具体的に聞きます。農協の言う数字は組合員の35戸だと思います。ただ、今村が答弁している中では養鶏家が1戸含まれております。この方は組合員でございません。それをもってお互い折半の数字を出すということは、農協さんも養鶏家に対する支援部分も出してくるという解釈になると思います。もう一つ言えば、次に進んだ段階で今後村の農業者全員とかという話になりますと、全員組合員でございませぬ。そういうことも踏まえる中で今回質問をしております。

以上です。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 すみません、申し訳ありませんでした。酪農家ということに中心になって考えてしまって答弁をしましたので、今のような話になりましたが、確におっしゃるとおり、今回うちの部分には養鶏農家含まれてございます。そちらのほうについては農協さんからの支援はございませんので、こちらのほうについては先ほど申し上げましたように生産費に対する飼料代の占める割合が高いということで今回養鶏農家1戸を対象とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 ほかに関連ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 1つ確認させてください。

村税で固定資産税で太陽光で1,359万7,000円減額というか、これ分かれば、これ大きな、太陽光で1,300万といたらでかいあれなのですけれども、これは計算間違いか、撤去か何か、説明ができる範囲でお願いをします。

○議長 長小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまの固定資産税の関係でございませぬけれども、主にお話があったように償却資産の太陽光発電の関係となつてございませぬ。内容につきましては、太陽光発電の事業者2者から、当初申告が間違つていたということで修正申告を受けてございませぬ。その内容なのですけれども、うちのほうで確認をした結果なのですが、更別と忠類の境にちょうど難しい位置関係につけて、当初は更別で申請をしていたと、ところが調べた結果、実際は忠類の場所に設置していたということで、その分の修正申告で計算をし直したということになっております。それが大きな要因となりまして賦課変更した結果、減額ということになっております。また、新型コロナの関係で先進設備に伴う固定資産税の減免特例、これもありますけれども、このことも減少ということになったものですから、それが要因の一つにもなつてございませぬ。

今回の要因ですけれども、納税者のほうからの修正申告ということでありませぬけれども、引き続き適切な賦課徴収に努めていきたいと考えているところでございませぬ。

以上でございます。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

6番、安村さん。

○6番安村議員 申し訳ございません、19ページの教育費の関係で、学校管理費の中で英語活動指導員の関係の異動でございます。これなかなか人選という部分で応募あるかないかという部分あるのですけれども、事業計画の説明の中ではぜひともそういう部分の必要性を感じてということで導入したいという計画でございましたけれども、これ応募がなかったというか、来られる方がいらっしゃらなかったということで、違う手法を用いて設置するという形なのでしょうけれども、今後の対応も含めて、これいつもいつも応募ないのに臨時の指導員置くという理論にもならないでしょうし、以後の対応について、これ必須条件というか、ある程度英語の補助員というのは必要だというふうに思いますので、どう考えていったらいいのか。このやりくりの中でサポート事業に委託するという形もありますけれども、これが将来的に何年続くかは別にしても、継続性があるのか、その点の詳細についての説明いただければありがたいと思います。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 以後の対応なのですけれども、教育委員会としましては英語の授業が始まってまだ2年、3年というところで、当面はこの英語指導助手必要だろうというふうには考えてございます。現在令和3年度から、今年度もなのですけれども、中札内村と共同で専科の先生配置しております。その分で厚みも増しているところなのですが、来年度以降はそちらのほうも確約されておられませんので、今はその辺は何とも言えない状況です。うちとしては、引き続き配置を国のほうに要望していきたいと考えてございますし、そのように動いてもおります。そちらのほうの関係も影響が出てくると思いますが、当面は専科になるか担任になるかは別にしまして、補助的なALTについては必要だろうというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今の説明では、冒頭の当初の年度初めの計画の在り方の説明とちょっと食い違っているような気がするのです。国の動向云々くんぬんというよりも、更別村に小学校に必要なという理論武装で多分計画を上げたと思うのです。だから、国の動向だとかなんとかではなくて、更別独自として必要であれば、やっぱり継続はそれは当然ありきだし、そういう配置をしていかなければならないと思うのです。いろんな動向が考えられるけれども、基本的にこの計画を立てた時点では更別として置くよという言い方だったはずなので、その点しっかり踏まえてご説明いただかないと、僕は納得いかないというか、では来年どうするのだ、方向性どうするのだという部分も含めて、それは児童生徒というか、小学校の教育という、英語教育という形に対して不安要素を助長するだけなので、その点はしっかりと今の段階で明言していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 ちょっと言葉足らずでございました。もちろん更別独自で必要だと考えております。当初予算の積算段階では今年度専科の教諭がつくかどうか不確定でしたので、ALT、専科の教諭が配置されないという前提で予算を組んだところですが、新年度が近づいたときに専科の先生が確約されたということもあって、若干予算見積もり時とは変更になったといえますか、変わってきた部分もございます。更別の教育委員会としては当面必要と、共同で専科の先生を配置している中札内の意向云々にかかわらず、更別としてはALTは必要だというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 必要と思って計画も上げてくるし、それに向けての対策も打つのでしようけれども、なかなか難しい専科の先生云々くんぬんの動向もあるかもしれないけれども、実質的に更別村として専科としての専科職員というか、その英語の専科員が本当に必要で、置くべきなのか、それがなければ、仕方ないからALTをどこかに委託した形でも導入するのかという、はっきりしないというか、教え方にも、実質的に僕が心配しているのは教えてもらえるという部分の心配も内在しているものだから、その点明確にしていってほしいのかなと思って、英語だったら英語のきちとした、日本語的な英語でなくて英語らしい英語を教えるという部分の教育も必要だと思っていますので、その分のお金のかけ方というのが必要になってくると思っているので、ちょっと回りくどい言い方かもしれませんが、そういう心配があるので、英語の専科だったら専科、学校がどうのこうのは別にしても、サポート役として必要であるのだったら、そういう対策は必ず打っていただきたいというふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 ただいま質問をいただきました小学生の英語の関係なのですけれども、現在小学校では英語の活動と授業としての英語ということで3、4年生、5、6年生でやっております。5、6年生については教科ということでやっているものですから、当然小学校の先生も英語になかなか堪能でない先生もいらっしゃいます。そういうことを考えますと、まず先生とコミュニケーションが取れて、なおかつ子どもともそういうような授業がやっていけるということを考えれば、日本語もできて、英語もできてという先生が一番私は望ましいのかなというふうに思っております。3、4年生については今国際交流員がいろいろ授業に関わっておりますけれども、そういう意味において授業として英語をやる分につきましては、やはり更別小学校に英語のそういう形のALTの先生は必要だというふうに私は考えております。今年につきましては、昨年度暮れに専科の先生がつくということで道から通知がありましたけれども、この先生につきましては毎時かどうかというのは分かりません。ただ、私は小学校に必要な英語の先生については本当に大切な存在だと思っておりますので、次年度以降もこれの確保については十分努力していってまいりたいと思

ます。

以上でございます。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 12ページのデジタル活用支援事業なのですが、どのような事業を計画されていて、なぜ協力隊員が来なかったというか、その理由というか、基本的に協力隊員で事業を行うのと、もう一つ、派遣というか、それですよ。基本的に村が求めているものが変わってくると思うのですが、その辺を含めてお願いいたします。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご質問いただきましたデジタル活用支援事業の地域おこし協力隊、それと新たに組んでいる地域活性化起業人、こちらのお話でございますけれども、当初、今年度既に採択されましたが、当初予算の段階では申請をしていくというような考え方の中で、デジタルに精通した人材を内部に置きたいというようなところから、関連のIT企業等とちょっと協議も進めていた中で、その中から、この協力隊の上限額とかもあるものですから、そういった要件である程度人材の確保も見込めるということで計上させていただきました。しかしながら、春の段階になりまして実際に雇用の段階の正式なところになった段階で、当該検討していたところが、派遣というか、更別に来られるのが難しくなったという情勢があったことから、急遽公募という形に切り替えてデジタル人材の募集を進めてきたところでございます。しかしながら、現在どこの自治体、また企業も含めてデジタルのDX化が進められているという中で、非常に求めるデジタル人材の人材が不足しているというような状況もありまして、この協力隊の金額の枠の中で移住までしてなかなか人材を確保するのが困難だということが実際には見えてきておりまして、結果応募していただけたところもなかったというところでございます。

しかしながら、今後この事業を進めていく上ではやはりそういったデジタル人材必要だということございまして、いろいろ企業等からの人材派遣、またふるさと納税の企業版の人材派遣型というのもございますが、こういったものの制度の活用も含めて検討してきたところ、地域おこし協力隊と似たような制度ということで、同じ総務省が交付税措置で全額措置をする地域活性化起業人制度というのがございまして、近隣の自治体でも昨年以降こういったものを活用しながら、また今年も管内の自治体でもこういったことを募集しながら取り組まれている自治体もあるところでございます。活動内容は特に限定はされておりませんが、本村においてはデジタル人材ということで、その枠を10月以降半年間でできれば2人必要だということで、今後この予算措置をさせていただきたいと。こちらのほうは、協力隊のほうの件費に充てられる分というのは1人当たりマックスで330万円となっております。こちら地域活性化起業人制度につきましては、派遣に要する交付税措置の上限額が560万、これも全ていろいろ社会保障も含めて込み込みということで、企業からの派遣ですので、企業のほうに負担金としてお支払いをして、必要な人材をいただくということになってございます。今回10月からの半年分でございますので、280万円掛ける2

名分の560万ということで計上しているところでございます。新年度以降も、こちらのほうも任期につきましては最長3年まで派遣が受けられるということでございますので、この後新年度以降も引き続き事業に従事していただけるように、ただ年度等区切りがございまして、予算としては10月から3月まで今回は提案させていただいているところでございます。

以上です。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 そういう流れは分かるのです。基本的に、前段言われたように協力隊であって、更別に移住してもらって、そしてこの仕事に従事してもらって、これがやはりベストだと思うので、今年度いなかった、これは分かるのですけれども、来年以降それを目標に進めていくべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 おっしゃるとおり、村としてはこの協力隊制度を活用して、当然協力隊については3年後の移住というのが一つの大きなテーマになってございますので、そういった人材の確保も必要かなというところではございます。協力隊制度につきましては、現在村の中でも複数の事業のところでも活用を進めているところでございますので、引き続き協力隊制度の幅広い活用と移住に向けた取組については全庁的に進めていく必要があるかなと思ってございます。

今回の補正に係るデジタル人材の部分にしましても、できればそこから協力隊制度で移住という形につながるのが望ましいということではございますけれども、先ほどの答弁で申しましたとおり、デジタル人材の不足と、ちょっと表現が適切ではないかもしれませんが、高騰してございます。そういった中で、協力隊制度をここに絞り込んで人材を確保するというのが、新年度以降今後の動向もございまして、活用のめどが立ちましたら、また新年度協力隊制度も活用した中での人材確保も努力してまいりたいと思っておりますが、当面今年度内については難しいという情勢でございまして、この派遣制度を活用して企業のほうと相談をしながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和4年度更別村一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午後2時55分まで休憩します。

午後 2時44分 休憩

午後 2時55分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第18 議案第59号

○議 長 日程第18、議案第59号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第59号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,197万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,680万2,000円とするものであります。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,293万8,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思っております。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、25万5,000円を追加し、補正後の額を560万5,000円とするものであります。説明欄(1)、総務一般事務経費、国保連合会負担金16万5,000円、説明欄(2)、国保電算整備事業、北海道自治体情報システム協議会負担金9万円は、制度改正による電算システムの改修経費でありまして、その全額は北海道特別調整交付金で交付されることになっております。

項2徴税费、目1賦課徴収費は、2万3,000円を減額し、補正後の額を17万2,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、十勝市町村税滞納整理機構負担金2万3,000円の減額は、滞納整理機構の負担金が確定したことから減額するものであります。

款2保険給付費、10ページにまいります。項1療養諸費、目2療養費は、41万5,000円を追加し、補正後の額を197万5,000円とするものであります。説明欄、一般被保険者療養費41万5,000円は、執行状況による補正となります。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、126万円を追加し、補正後の額を630万円とするものであります。説明欄、出産育児一時金126万円は、執行状況による補正となるものであります。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費は、3万円を追加し、補正後の額を18万円とするものであります。説明欄、葬祭費3万円は、執行状況による補正となります。

款3 国民健康保険事業費納付金は、それぞれ財源振替となっております。

款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金積立金は、954万3,000円を追加し、補正後の額を954万6,000円とするものであります。

款7 諸支出金、項3 過年度過誤納還付金、12ページにまいります。目1 過年度過誤納還付金は、49万9,000円を追加し、補正後の額を50万円とするものであります。説明欄、過誤納還付金49万9,000円は、前年度普通調整交付金の精算に伴う返還金であります。

次に、歳入であります。7ページをお開きください。款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は、1,239万9,000円を追加し、補正後の額を1億9,153万4,000円とするもので、当初賦課確定に伴う増額であります。

款3 道支出金、項1 道負担金、目1 保険給付費等交付金は、196万円を追加し、補正後の額を3億4,767万円とするもので、説明欄にまいりまして、普通交付金は歳出の款2 保険給付費に対して交付されるものであります。特別調整交付金は、款1 総務費のシステム改修経費に対して交付されるものであります。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、8ページにまいります。目1 一般会計繰入金は、2万3,000円を減額し、補正後の額を2,663万5,000円とするものであります。説明欄、事務費対象分は、歳出の賦課徴収事務経費の減額によるものであります。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金は、1,239万9,000円を減額し、補正後の額を20万3,000円とするものであります。当初賦課確定による保険税の増額により、減額するものであります。

款6 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、1,004万2,000円を追加し、補正後の額を1,014万2,000円とするものであります。前年度の繰越額の確定により、予算を追加するものであります。

次に、診療施設勘定にまいります。まず、歳出からご説明を申し上げます。16ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1 総務費は、100万8,000円を減額し、補正後の予算額を2億8,714万8,000円とするものであります。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、説明欄(1)、総務一般事務経費、報酬、職員手当等、旅費は、それぞれ育児休業中の看護補助員の代替職員を募集しましたが、採用に至らなかったため、減額するものであります。役務費、インターネット利用料は、オンライン資格確認を行うための光回線利用料の増額であります。説明欄(2)、村有建物維持管理経費、需用費、村有建物修繕費は、医師住宅の雨漏りを修繕するために増額するものであります。

款2 医業費は、490万6,000円を増額し、補正後の予算額を4,488万6,000円とするものであります。

17ページにまいります。項1 医業費、目3 医療管理費、説明欄(1)、医療管理事業経費、委託料は、新型コロナウイルス感染症の流行による検査費用の増額であります。

目5 医療用機械器具費、説明欄(1)、医療機器等整備事業、役務費、オンライン資格確認連携設定手数料は、オンライン資格確認を行うための維持システムの設定費用の増額であります。工事請負費、オンライン資格確認開設工事費は、オンライン資格確認を開設するため、新たに光回線を整備する費用を増額するものであります。備品購入費、医療用備品購入費は、眼科診療の展開に必要となる電子カルテ用パソコン、電動診察台の購入費とエックス線室電子カルテ用パソコンが故障したことによる更新費用を増額するものであります。

次に、歳入の説明にまいります。15ページをお開きください。款5 繰入金は、389万8,000円を増額し、補正後の予算額を1億4,901万2,000円とするものであります。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、説明欄にまいりまして、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれ額を調整しているものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ページが16ページになりまして、総務費で一般管理費、(1)の説明欄ですけれども、育児休業中で看護補助員の方を募集したけれども、至らなかったという説明でありました。ほかのところもそうなのですけれども、割と募集はしたけれども、なかなか来る方がいらっしゃらないという現状が続いているかと思うのですが、募集方法に問題はないと当然思っておりますし、給与にいたしましてもそんなに低いというわけでも、私は見たところ思っておりますが、募集をするということは必要だから募集するわけですので、業務上の支障が起きていないのか、そういったところもちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 今お話のありました看護補助員の育児休業中の職員の代替職員の募集でございまして、本年の9月末まで1名が出産に伴い育児休業を取得しております。それに伴いまして、代替の職員を募集しておりました。ハローワークですとか、村の無料職業紹介所ですとか、診療所から毎月出しているかわら版などを活用して、でき得る範囲で募集をしてきたところですが、代替職員の採用には至らなかったというところがございます。定数が看護補助員8名ということでございますので、やはり1名欠けると夜勤等、あと入院患者さんの看護に少なからず影響が及んできているところでございます。そういったところで、住民の方が入院を必要とされるときに最大限応えていきたいというところで定数の確保を目指してまいりましたが、至らなかったというところがございます。育児休業中の職員につきましては、10月から復帰ということで、定数の8名、ここでそろうこととなります。コロナの感染状況にもよりますけれども、今後定数そろうということでご

ございますので、入院を必要とする方の期待には最大限応えていけるように体制を整えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ご説明ありがとうございました。なるべく入院患者さんの村民の期待に応えたいと常におっしゃっておられますが、入院したくてもできないときも当然ございますし、状況は分かるのですけれども、そこに本当に応えてあげるのが村として必要だと思っておりますので、これからもその配慮もよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 なるべく入院が必要な方については最大限受け入れられるように体制を整えてまいりたいと思っておりますが、患者さんの病状によっては、例えば病床空いていたとしても診療所でどうしても手当てできない患者さんもいらっしゃいますので、そういった状況や何かとベッドの状況を見ながら適宜考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第59号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第60号

○議 長 日程第19、議案第60号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第60号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ981万9,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,756万5,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに思います。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、説明欄、法定居宅サービス給付費で30万円の減額であります。福祉用具購入給付費で30万円を追加するもので、それぞれ給付見込みの増減によるものであります。

款4基金積立金は、115万9,000円を追加し、補正後の額を117万円とするものであります。介護給付費等における過年度交付などについて積み増しをするものであります。

款5諸支出金、7ページをお開きいただきたいというふうに思います。項1過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、866万円を追加し、補正後の額を866万1,000円とするものであります。前年度の介護給付費等負担金などの精算に伴う還付金であります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は、165万5,000円を追加し、補正後の額を6,907万円とするもので、当初の賦課確定に伴う追加であります。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金は、165万5,000円を減額し、補正後の額を1,186万1,000円とするものであります。主に第1号被保険者保険料の増額によるものであります。

款8繰越金は、981万9,000円を追加し、補正後の額を982万円とするものであります。前年度の繰越額の確定により、追加するものであります。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月13日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、9月13日は休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時14分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4年 9月12日

更別村議会議長

同 議員

同 議員